

法土地基本調査規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○法土地基本調査規則（平成十年総理府令第三十二号）（抄）

改正案	現行
<p>統計法（昭和二十二年法律第十八号）第三条第二項に基づき、法 土地基本調査規則を次のように定める。</p> <p>第一条～第二条 （略）</p> <p>（定義）</p> <p>第三条 この省令において「会社」とは、株式会社、合名会社、合 資会社、合同会社及び相互会社をいう。</p> <p>2～3 （略）</p> <p>第四条～第五条 （略）</p> <p>（調査の対象）</p> <p>第六条 法土地基本調査は、資本金、出資金又は基金の額が前条 で定める額以上の会社及び会社以外の法人のうち国土交通大臣の 定める方法により選定したもの（以下「国土交通省調査法人」と いう。）並びに資本金、出資金又は基金の額が前条で定める額未 満の会社及び会社以外の法人のうち国土交通大臣の定める方法に より選定したもの（以下「都道府県調査法人」という。）につい て行う。</p>	<p>統計法（昭和二十二年法律第十八号）第三条第二項に基づき、法 土地基本調査規則を次のように定める。</p> <p>第一条～第二条 （略）</p> <p>（定義）</p> <p>第三条 この省令において「会社」とは、合名会社、合資会社、株 式会社、有限会社及び相互会社をいう。</p> <p>2～3 （略）</p> <p>第四条～第五条 （略）</p> <p>（調査の対象）</p> <p>第六条 法土地基本調査は、資本金、出資金又は基金の額が前条 で定める額以上の会社（以下「国土交通省調査法人」という。） 並びにそれ以外の会社及び会社以外の法人のうち国土交通大臣の 定める方法により選定したもの（以下「都道府県調査法人」とい う。）について行う。</p>

<p>(調査事項等)</p>	<p>第七条 法人土地基本調査は、調査票により、次に掲げる事項を調査する。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 電気業における送配電施設用地、変電施設用地及び発電所用地、ガス業におけるガス供給施設用地、国内電気通信業及び国際電気通信業における通信施設用地、放送業における放送施設用地(送信所又は中継所の用に供される土地に限る。)並びに鉄道業における停車場用地、鉄軌道等用地及び鉄道林用地並びに道路用地(未供用のものを含む。)に関する事項</p> <p>イ 二 (略)</p> <p>(略)</p>	<p>(調査事項等)</p>	<p>第七条 法人土地基本調査は、調査票により、次に掲げる事項を調査する。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 電気業における送配電施設用地、変電施設用地及び発電所用地、ガス業におけるガス供給施設用地、国内電気通信業及び国際電気通信業における通信施設用地、放送業における放送施設用地並びに鉄道業における停車場用地、鉄軌道等用地及び鉄道林用地並びに道路用地(未供用のものを含む。)に関する事項</p> <p>イ 二 (略)</p> <p>(略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>第八条 法人土地基本調査は、国土交通大臣が調査票を調査の対象法人(以下「調査法人」という。)ごとに送付し、国土交通省調査法人については国土交通大臣が、都道府県調査法人については都道府県知事が回収することにより行う。</p>	<p>2 (略)</p>	<p>第八条 法人土地基本調査は、国土交通大臣が調査票を調査の対象法人(以下「調査法人」という。)ごとに送付し、国土交通省調査の対象法人(以下「調査法人」という。)については国土交通大臣が、都道府県調査の対象法人(以下「調査法人」という。)については都道府県知事が回収することにより行う。</p>
<p>第九条 (略)</p>	<p>第九条 (略)</p>		
<p>(電子情報処理組織を使用する方法により行う申告の特例)</p>	<p>(新設)</p>		
<p>第十条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項の規定により、国土交通大臣が前条第一項又は第二項の規定による申告を同法第三条第</p>			

一項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができるものとしたときは、当該電子情報処理組織を使用して行う申告は、前条第三項の規定にかかわらず、国土交通大臣に対して行うものとする。

(調査票等の審査等)

第十一条 国土交通大臣及び都道府県知事は、第九条第三項の規定により提出された調査票等を整理審査しなければならない。

2 (略)

(結果の公表等)

第十二条 (略)

(調査票等の保存)

第十三条 (略)

別表

業種コード	業種名
一〇	(略)
一一	印刷・同関連業
一二	(略)
一三	放送業、映像・音声・文字情報制作業
一四	(略)
一五	その他の運輸業

(調査票等の審査等)

第十条 国土交通大臣及び都道府県知事は、前条第三項の規定により提出された調査票等を整理審査しなければならない。

2 (略)

(結果の公表等)

第十一条 (略)

(調査票等の保存)

第十二条 (略)

別表

業種コード	業種名
一〇	(略)
一一	印刷・同関連産業
一二	(略)
一三	放送業、映像・音声・文字制作業
一四	(略)
一五	その他の運送業

<p>三一～四〇 四一 四二～四九</p>	<p>(略) 複合サービス事業 (略)</p>	<p>別記様式第一号 (第七条関係) 別記様式第二号 (第七条関係) 別記様式第三号 (第七条関係) 別記様式第四号 (第七条関係)</p>
<p>三一～四〇 四一 四二～四九</p>	<p>(略) 複合サービス事業 (略)</p>	<p>別記様式第一号 (第七条関係) 別記様式第二号 (第七条関係) 別記様式第三号 (第七条関係) 別記様式第四号 (第七条関係)</p>